②　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

当法人が保有する金融商品の内容及びリスクに対する管理体制は、関係法令、業務方法書及び管理運用方針等に基づいています。

当法人が運用目的で保有する資産は、長期的な観点から資産構成割合を定めることにより、国内外の債券、株式等で構成しています。これらの運用資産は、貸借対照表においては「金銭等の信託」として表示しており、売買目的有価証券と満期保有目的債券とに分類しています。

また、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、関係法令等に基づき適切なリスク管理を実施し、年金積立金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された運用委員会に報告しています。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いることとしています。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	4,668,523	4,668,523	—
⑵　金銭等の信託			
売買目的有価証券	109,789,594,684,862	109,789,594,684,862	—
満期保有目的債券	10,675,678,182,904	11,092,750,810,633	417,072,627,729
資　産　計	120,465,277,536,289	120,882,350,164,018	417,072,627,729

「運用寄託金」は、時価開示の対象としていません。（（注２）参照）

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

⑵　金銭等の信託

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格（主として取引価格）によっています。なお、満期保有目的債券で時価のあるものに関する注記事項については、以下のとおりとなっています。

満期保有目的債券で時価のあるもの（平成25年３月31日）

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	10,675,678,182,904	11,092,750,810,633	417,072,627,729
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
合　計	10,675,678,182,904	11,092,750,810,633	417,072,627,729

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融負債

（単位：円）

	貸借対照表計上額
運用寄託金	106,742,013,909,928

「運用寄託金」は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金であり、市場価格がなく、かつ、将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難なことから、時価開示の対象とはしていません。

９．独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく不要財産に係る国庫納付等

⑴　行徳宿舎

①　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資　産　名　称	用　途	場　所	種　類	帳簿価額（譲渡時）
行徳職員宿舎	職員宿舎	千葉県市川市	建物・構築物	29,671,803円
			土地	539,000,000円

②　不要財産となった理由

第２期中期計画において「現在保有する全ての宿舎を売却する。」とされているため。

③　国庫納付等の方法

譲渡収入による現金納付

④　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

471,000,000円

⑤　国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額

なし

⑥　国庫納付等の額

471,000,000円

（厚生年金勘定を通じた納付額：441,798,000円、国民年金勘定を通じた納付額：29,202,000円）

⑦　国庫納付等が行われた年月日

平成24年10月12日

⑧　減資額

なし

⑵　登記印紙

①　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資産名称	帳簿価額（譲渡時）
登記印紙	19,111,600円

②　不要財産となった理由

旧年金資金運用基金から承継したが、当法人においては、今後の使用見込みがないため。

③　国庫納付等の方法

譲渡収入による現金納付

④　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

15,491,998円